

公安委員会定例会議(第12回)の開催状況

第1　日　時 令和5年5月17日(水)
午後2時05分～午後4時55分

第2　出席者 五葉委員長、曾我部委員、佐伯委員
本部長、総務室長、警務部長、首席監察官、生活安全部長
刑事部長、交通部長、警備部長、警察学校長、情報通信部長
総務課長

第3　議事の概要

1 五葉委員長説示

本日は、本年3月24日付の最高裁判所判決をご紹介します。令和2年11月、熊本県において、技能実習生であったベトナム人女性が、実習先の寮で死産した双子の死体を遺棄する事件が発生しました。女性は、死産した双子の死体とともに、子供の名前やお詫びの言葉を書いた手紙を段ボール箱に入れてテープで封をし、さらにこの箱を別の白い箱に入れて自室の棚の上に置き、翌日、病院で赤子の死体を産んだ旨を話したことから、警察による寮の捜索が行われ、赤子の死体が発見されたというものです。

一審の熊本地裁は有罪、二審の福岡高裁も有罪としましたが、最高裁判所は、「死亡後間もない嬰児の死体を隠匿した行為は、刑法第190条の遺棄に当たらない」として、一審、二審判決を破棄して無罪としました。一審、二審が有罪としながら、最高裁判所が無罪とするのは異例です。

論点は女性の行為が死体遺棄罪に当たるかどうかですが、一審は、「死体を段ボール箱に入れて自室に置き続けた行為は遺棄に当たる」として、懲役8月、執行猶予3年の有罪判決とし、二審は、「段ボール箱に入った死体を自室に置き続けた行為は遺棄には当たらないとする一方、他者が死体を発見することが困難な状況を作出した行為は遺棄に当たる」として、懲役3月、執行猶予2年の有罪判決としました。

これに対して最高裁は、「他者が死体を発見することが困難な状況を作出する隠匿行為が遺棄に当たるかどうかは、それが葬祭の準備、又はその一過程として行われたものか否かという観点から検討しただけでは足りず、その態様自体が習俗上の埋葬といえるか否かという観点から検討する必要がある」とし、「女性の行為は遺体を隠匿し、他者が死体を発見することが困難な状況を作出したものではあるが、それが行われた場所、死体の梱包、設置の方法等に照らすと、その態様が未だ習俗上の埋葬等と相容れない行為とは認められず、刑法第190条の遺棄には当たらない」として、無罪を言い渡しました。

この判決は、医療的なケアもなく、孤立出産に追い込まれた女性に対し、特に技能実習生として日本で働く外国人女性を保護するために、刑法第190条の遺棄の概念を限定的に解釈したもので、法曹界の中で評価が高く反響も大きかった判決ですので、今後の執務の参考としてください。

2 決裁事項

(1) 公安委員会定例会議の会議録

総務室から、令和5年第11回公安委員会定例会議の会議録について伺いがあり了承した。

(2) 個人情報開示請求に係る訂正請求に対する訂正決定

総務室から、個人情報開示請求に係る訂正請求に対する訂正決定について伺いがあり了承した。

(3) 公安委員会宛て苦情の受理

総務室から、公安委員会宛て苦情の受理について伺いがあり了承した。

(4) 公安委員会宛て苦情申出書に対する回答

総務室から、公安委員会宛て苦情申出書に対する回答について伺いがあり了承した。

(5) 公安委員会表彰（感謝状）の推薦

警務部から、公安委員会表彰（感謝状）の推薦について伺いがあり了承した。

(6) 留置施設視察委員会退任委員への感謝状贈呈式の開催

警務部から、留置施設視察委員会退任委員への感謝状贈呈式の開催について伺いがあり了承した。

(7) 留置施設視察委員会委員任命式の開催

警務部から、留置施設視察委員会委員任命式の開催について伺いがあり了承した。

(8) 禁止命令等実施報告

生活安全部から、禁止命令等実施報告について伺いがあり了承した。

(9) 店舗型性風俗特殊営業に係る不利益処分に伴う聴聞の実施結果

生活安全部から、店舗型性風俗特殊営業に係る不利益処分に伴う聴聞の実施結果について伺いがあり了承した。

(10) 警察職員等の援助要求

警備部から、警察職員等の援助要求について伺いがあり了承した。

(11) 運転免許の行政処分に係る意見の聴取・聴聞

交通部から、運転免許の行政処分に係る意見の聴取及び聴聞結果について報告があり、審議の結果、18件の行政処分の決定について伺いがあり了承した。

3 報告事項

(1) 令和4年度第3回警察署協議会の開催状況

総務室長から、令和4年度第3回警察署協議会の開催状況について報告があった。

委員から、「良い事例は他署の協議会に紹介し、各署が情報共有することで切磋琢磨していただきたい」との発言があった。

委員から、「ドッグセラピー犬の活動紹介など素晴らしい取組があり感心した。今後も継続して様々な活動に取り組んでいただきたい」との発言があった。

(2) 令和5年度愛媛県警察事務職員（上級）等の採用募集活動

警務部長から、令和5年度愛媛県警察事務職員（上級）等の採用募集

活動について報告があった。

委員から、「製造業では募集をかけても応募がないのが現状である。昨年度の競争率も7倍以上であるところ、本年度も募集の方法や広報の在り方を工夫して優秀な人材を集めていただきたい」との発言があった。

委員から、「適性にも十分配意した採用募集活動に努めていただきたい」との発言があった。

委員から、「警察活動を支え、警察官とともに愛媛の安全安心を守る警察事務職員の志望者が増えるように引き続き努力していただきたい」との発言があった。

(3) 令和4年度公務災害認定状況

警務部長から、令和4年度公務災害認定状況について報告があった。

委員から、「公務災害が発生しないように、職員が大きな事故に巻き込まれたりしないように気をつけてほしい」との発言があった。

委員から、「捜査等の現場で怪我をしないように術科訓練に励んでいただきたい」との発言があった。

委員から、「視界が狭くなる夜間の捜査活動を含め職務執行中の負傷には十分気をつけていただきたい」との発言があった。

(4) 令和4年度における監察の実施結果

首席監察官から、令和4年度における監察の実施結果について報告があった。

委員から、「しっかりとシビアに監察を実施しており安心した。これからも厳格な監察をお願いしたい」との発言があった。

委員から、「特に警察捜査による二次的被害の防止には配意してほしい」との発言があった。

委員から、「個人情報や拳銃の取扱いは特に重要であるため、今後も徹底した監察をお願いしたい」との発言があった。

(5) 自動車警ら隊の活動状況

生活安全部長から、自動車警ら隊の活動状況について報告があった。

委員から、「犯罪の未然防止は非常に大事であり、今後も自動車警ら隊の活躍を期待している」との発言があった。

委員から、「優秀な隊員が集まっており頼もしい。引き続き頑張っていただきたい」との発言があった。

委員から、「適正な職務執行を心がけて今後も声かけや職務質問等の警察活動を積極的に展開していただきたい」との発言があった。

(6) 自転車の安全利用に向けた取組

交通部長から、自転車の安全利用に向けた取組について報告があった。

委員から、「自転車の安全利用に関する注意事項を広報するなどして周知を図っていただきたい」との発言があった。

委員から、「自転車のヘルメットは事故時の命の分かれ目である。今後も着用率向上に努めていただきたい」との発言があった。

委員から、「自転車の正しい通行方法等についても広報していただきたい」との発言があった。

(7) 重傷ひき逃げ事件の検挙

交通部長から、重傷ひき逃げ事件の検挙について報告があった。

委員から、「地道な捜査の成果である。悪質なひき逃げ犯人は逃がさないという強い決意で今後も捜査に努めていただきたい」との発言があった。

委員から、「捜査員は事件捜査に当たり膨大な作業に従事したと思う。そのご労苦に感謝したい」との発言があった。

委員から、「ひき逃げ事件は緻密な捜査で大変であるが、今後も徹底した捜査と検挙に努めていただきたい」との発言があった。

(8) 非常災害警備本部設置訓練の実施結果

警備部長から、非常災害警備本部設置訓練の実施結果について報告があった。

委員から、「日頃から訓練を重ねて役割分担の明確化を図っていただきたい」との発言があった。

委員から、「災害発生時に迅速に警備本部を立ち上げができるようこれからもしっかりと訓練に取り組んでいただきたい」との発言があった。

委員から、「引き続き関係機関と連携した総合的な訓練にも取り組んで対処能力の向上に努めていただきたい」との発言があった。

(9) 苦情の受理及び処理状況（令和5年4月末）

総務室から、苦情の受理及び処理状況について報告があった。

(10) G7広島サミット開催に伴う警備諸対策の推進状況

警備部から、G7広島サミット開催に伴う警備諸対策の推進状況について報告があった。

4 その他

本部長から、「委員説示において、ベトナム人元技能実習生の死体遺棄事件に関する最高裁判所判決を御紹介いただいた。県警察としては、当該判決について今後の捜査の参考にしてまいりたい」「いよいよ今月19日からG7広島サミットが始まる。最後まで気を緩めることなく警備を完遂するとともに、一般治安についてもしっかりと確保できるよう、組織一丸となって万全を期してまいりたい」との発言があった。

以上